

申請者 林季陽  
論文題目 著作物の流通をめぐる台湾著作権法上の諸課題について—著作物の頒布行為を中心に  
審査員 長塚真琴（主査）、仮屋広郷、酒井太郎

著作物を複製物に化体して頒布する行為は、「貸与」と「譲渡」とに大別される。本論文はまず、頒布行為に関する台湾の制度が、1980～90年代のビデオレンタル業をめぐる現地固有の事情と、通商問題に関する米国からの圧力の両方を反映して、形成されていく過程を克明に明らかにする。その際には、台湾著作権法と日本法との深い関係や、台湾に対する著作権法分野の国際条約の適用関係などの、比較法的に興味深い事実も解明されている。

本論文のテーマに関する台湾法の現状は、以下の通りである。すなわち、台湾で適法に作成された複製物を用いた「貸与」は、その複製物に関する著作権者の貸与権が「消尽」していると制度上位置付けられており、適法となる。一方で、外国で適法に作成された複製物のいわゆる並行輸入は、ごくわずかな例外を除き違法とされる。そして、違法に輸入された複製物を用いている以上、消尽理論の適用は及ばず、その複製物による貸与は違法となる。「譲渡」についても、台湾で適法に作成された複製物は、それについて著作権者の譲渡権が消尽しているため自由に譲渡できる反面、並行輸入品の譲渡は、ほとんどの場合において違法である。実務上は、個人の手荷物に含めて輸入された真正品による貸与ないし譲渡が適法であるかどうか、最も問題となる。

本論文は次に、このような台湾の制度を、比較法の観点から批判的に検討する。日米欧の同種の制度と比較して、台湾法にどのような特徴があり、また、それがどのような問題点を抱えているかが、具体例を交えて明らかにされる。その際、米欧の判例にみられる、ダウンロード購入したデジタルデータの譲渡権消尽の有無という新たな論点についても、考察が加えられている。

本論文はその結論部分で、台湾において貸与権が消尽する制度とされていることは、ビデオレンタル業界保護政策の遺物であることを論証し、日本法に倣って消尽しない制度とすることを提案する。これは、著作権者の経済的利益の確保と、複製物の最初の流通の際の価格抑制に資する。一方で、並行輸入を厳しく禁圧する制度は米国から押し付けられたものであり、台湾での適法複製物流通を容易にするため、譲渡に関しても日本法に倣い、国際消尽を制度化することが望ましいと主張する。さらに、こうした立法論的提言が実現しない場合に備えて、現行法の解釈論をも提唱する。具体的には、特定の複製物による貸与や譲渡が適法かどうか争われ、当該複製物について十分な経済的利益を確保していないことを著作権者が立証した場合には、裁判所は貸与権ないし譲渡権の消尽を認めるべきではないとする。

本論文は、台湾・日本・米国・欧州の制度を、歴史的経緯を含めて比較するにあたり、日本語・中国語・英語の文献（統計データを含む）を幅広く渉猟し、時代ごとの政治・経済・文化状況に目配りしつつ、丹念な検討をおこなっている。本論文は、台湾における著作権制度の改善に資するばかりでなく、著作物の創作と流通をとりまく状況に大きな変化が生じている現代にあって、日本の著作権法を論じる際にも、多くの示唆を与えるものである。一方で、本論文の提唱する解釈論を実効あるものとするには、「十分な経済的利益」の更なる検討が必要である。また、デジタルデータの中古流通や図書館における無償の貸出への対応等の、台湾法と日本法に共通する課題の検討は、今後委ねられている。しかし、これらの問題点は、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者林季陽氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。